

強化プラスチック船規則

強化プラスチック船規則検査要領

強化プラスチック船規則
強化プラスチック船規則検査要領

2021 年 第 1 回 一部改正
2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 規則 第 27 号／達 第 25 号
2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議
2021 年 6 月 4 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

強化プラスチック船規則

規則

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 規則 第 27 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 4 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2021 年 6 月 30 日 規則 第 27 号
強化プラスチック船規則の一部を改正する規則

「強化プラスチック船規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.2 製造中登録検査

2.2.4 工事中の検査

-2.及び-3.を次のように改める。

-1. (省略)

-2. 船体関係工事の立会の時期は、次のとおりとする。本会が別に定める検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

((1)から(8)は省略)

-3. 艀装品及び機関関係工事の立会の時期は、鋼船規則 B 編 2.1.4 の規定による。本会が別に定める検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

-4. (省略)

附 則

1. この規則は、2021 年 7 月 1 日から施行する。

強化プラスチック船規則検査要領

要
領

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 達 第 25 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 30 日 達 第 25 号

強化プラスチック船規則検査要領の一部を改正する達

「強化プラスチック船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.2 製造中登録検査

2.2.4 として次の 1 条を加える。

2.2.4 工事中の検査

-1. 規則 2.2.4-2.にいう「本会が別に定める項目」及び「本会が適当と認める検査方法」
とは、それぞれ次の(1)及び(2)による。

(1) 「本会が別に定める項目」とは、規則 2.2.4-2.(1)及び(3)にいう試験に関する検査を
いう。

(2) 「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の見査において得られる検査に必要な
情報と同様の情報が得られると本会が認める通常の見査方法と異なる検査方法を
いう。

-2. 規則 2.2.4-3.にいう「本会が別に定める項目」とは、鋼船規則検査要領 B 編 2.1.4-1(1)
及び同-8.にいう試験に関する検査をいい、「本会が適当と認める検査方法」とは前-1.(2)
による。

附 則

1. この達は、2021 年 7 月 1 日から施行する。